

巻末資料 用語の説明

【給与等の説明】

給与等	「給与等」とは、決まって支給する給与（基本給・手当）と一時金をまとめたものをいいます。手取り額ではなく、所得税や社会保険料などを控除する前の額をいいます。
決まって支給する給与	貴法人の労働契約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与をいいます。
基本給	決まって支給する給与のうち、手当（超過労働給与額を含む）を差し引いた額をいいます。
手当	時間外手当などの超過労働給与額及び夜勤手当、家族手当、通勤手当、職務手当、資格手当等の諸手当のことをいいます。
一時金	以下のいずれかに該当するものをいいます。 ①労働協約、就業規則等によらず一時金または特別な事由に基づき従事者に支払われた給与 ②労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの ・夏冬の賞与、期末手当等の一時金 ・支払事由の発生が不定期のもの ・いわゆるベースアップの差額追給分

【処遇改善加算等の種類】

種類	説明
処遇改善加算	・障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費が事業者に交付されてきたが、これを障害福祉サービス等報酬の中で対応することとし、新たに福祉・介護職員処遇改善加算を創設した。平成29年度からは更なる上乘せ評価を行うための新たな区分（月額平均3.7万円相当）を創設し、加算内容の拡充を図ったところ。
処遇改善特別加算	・処遇改善加算を創設する際、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、加算要件を緩和した一定額の福祉・介護人材処遇改善特別加算（月額平均0.5万円相当）を併せて創設した。

【処遇改善加算の区分】

区分	説明
加算（Ⅰ）	・キャリアパス要件（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）及び職場環境等要件のすべてを満している場合。
加算（Ⅱ）	・キャリアパス要件（Ⅰ）（Ⅱ）及び職場環境等要件のすべてを満している場合。
加算（Ⅲ）	・キャリアパス要件（Ⅰ）（Ⅱ）のどちらかに加え、職場環境等要件を満たしている場合。
加算（Ⅳ）	・キャリアパス要件（Ⅰ）（Ⅱ）、職場環境等要件のいずれかを満たしている場合。
加算（Ⅴ）	・キャリアパス要件（Ⅰ）（Ⅱ）、職場環境等要件のいずれも満たさない場合。

【処遇改善加算に係るキャリアパス要件等】

要件等	説明
1. キャリアパス要件（Ⅰ）	<p>次のア、イ及びウの全てに適合すること。</p> <p>ア 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>イ アに掲げる職位、職責又は職務内容などに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。</p> <p>ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>
2. キャリアパス要件（Ⅱ）	<p>次のア及びイの全てに適合すること。</p> <p>ア 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa)又はb)に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>a)資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。</p> <p>b)資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。</p> <p>イ アについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>
3. キャリアパス要件（Ⅲ）	<p>次のア及びイの全てに適合すること。</p> <p>ア 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のa) b) c)のいずれかに該当する仕組みであること。</p> <p>a)経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」等に応じて昇給する仕組みであること</p> <p>b)資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。</p> <p>ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>c)一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。</p> <p>ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p> <p>イ アの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>
4. 職場環境等要件	<p>ア 処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）の職場環境等要件 平成 27 年 4 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 処遇改善加算（Ⅲ）（Ⅳ）の職場環境等要件 平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>